国からの制度の詳細が示された場合には、随時内容を追加する。

平成30年3月29日 平成30年6月13日一部修正 平成30年12月17日一部修正 平成31年3月22日一部修正 令和元年5月24日一部修正 令和2年2月12日一部修正

# 病院等に入院中の重度訪問介護の利用にかかる取り扱いについて

### (1) 概要

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所(以下「病院等」という。)においても重度訪問介護を利用できる。

## (2) 支給決定について

利用にかかる申請や支給決定は要せず、現在の支給量の範囲内での利用を可能とする。なお、現在の支給量を超えての利用を希望される場合には、必要に応じて支給量の変更を行うが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、支給量の変更の必要性については慎重に検討することとなる。

# (3) 対象者

- ①と②のいずれにも該当する者で、かつ③の支援の必要性がある者
  - ① 障害支援区分6
  - ② 病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者
  - ③ 下記(4)の支援の必要性が認められる者
  - ※介護者が不在(単身等)かどうかに関わらない。
  - ※重度障害者入院時コミュニケーション支援事業との関係については、重度訪問介 護の利用を優先するものとする。

#### (4) 支援の内容

当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護の提供を行う。具体的には、下記ア、イの支援の必要性がある者等を対象とする。

ア 意思疎通の支援の必要性

(対象者像)

・知的障害により意思疎通支援の必要な者

・発語が困難な者 等

認定調査項目における「コミュニケーション」の該当の有無にかかわらず、入院時の状況において、意思疎通支援の必要性を判断する。

### イ 介護方法の伝達の必要性

- ・特殊な介護方法等が必要となるため、本人だけでは医療従事者に介護方法等 が説明できない。
- ・発語が困難であることや知的障害により、説明できない者に限らない。

## (具体的な支援内容)

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付や介護保険法の 規定による介護給付等が行われることを踏まえ、<u>利用者が病院等の職員と意思疎通を</u> 図るうえで必要な支援等を基本とする。

- ・利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援
- ・利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者など に的確に伝達し、病院等での適切な対応につなげる。
- ・意思疎通支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、ヘルパーが病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される。
- ・強い不安や恐怖等による混乱 (パニック) を防ぐための本人に合った環境や生活 習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

## (5) サービス提供に当たっての留意点

国の留意事項通知において、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件とされており、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があると示されている。そのため、支援に入る重度訪問介護事業所は、病院等との十分な調整のもと、病院等側から必要として求められた意思疎通の支援等を行い、看護の代替となるような支援については行わないよう留意する。なお、病院等との調整した内容については、「(別紙)病院等との調整にかかる報告書」に記載し、事業所として、病院等側と事前調整を十分に行った上で支援に入ったことが分かるようにしておくこととする。

また、病院等において重度訪問介護の利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を希望される場合については、入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、区役所等が利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取り等を行ったうえで、必要に応じて利用を認めることとする。

## (6)報酬算定における留意点

ア 請求時に必要な書類の提出について

病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件とされているため、事業所が入院又は入所中の重度訪問介護の提供にかかる請求をする際には、病院等との調整した内容を記した「(別紙)病院等との調整にかかる報告書」を所管の区役所等に提出する。なお、一回の入院期間中に複数の事業所を利用される場合には、複数の事業所が連名で報告書を提出することは可能とする。

- イ 「(別紙) 病院等との調整にかかる報告書」の記載に関する留意点
  - ・作成者の連絡先には、作成された方の日中連絡が取れる電話番号を記載する。
  - ・訪問先における重度訪問介護の利用開始年月日には、<u>病院等の入院先において重度訪問介護を始めて利用した</u>年月日を記載する。

### ウ 実績記録票の記載方法

入院又は入所中にサービス提供を行った場合、実績記録票のサービス提供の 状況の欄に「入院」と記載する。入院又は入所中の利用が連続して90日を超え る場合については「入院(長期)」と記載する。

エ 90 日を超えて支援を行う場合の算定について

入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、<u>所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定</u>する。



# 病院等との調整にかかる報告書 氏名 作成日 年 月 日 連絡先 フリガナ 年 月 生年月日 受給者番号 氏名 者 事業所名 事業所番号 訪問先における 医療機関名 重度訪問介護の 月 日 利用開始年月日 年 年 月 目 退院日 月 日 入院日 心身の状況及び入院の経過 入院中の状況(病室の環境、病院等における医療及び看護、介護を提供する状況、病院等の職員との連携の状 況 等) 具体的な支援内容及び支援の必要性 □ 意思疎通支援 支援の必要性、必要な時間数 等 □ 介護方法の伝達 項目 介護の具体的な方法(必要な時間数) □ 寝返り □ 衣服着脱 □ 食事行為 □ 排せつ行為 □ 入浴行為 □ 清拭 □ その他